

●香川県告示第243号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成27年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

さぬき市寒川町神前字石井2の2、2の4、5の1、5の11（次の図に示す部分に限る。）、5の12、5の16、27の7（次の図に示す部分に限る。）、29の1、30の1、字雨滝550の1、591の1、595の14、595の16、595の19、字奥625の1、625の2、631の1、633の3、字北野間2789の2、2789の6（国有林）、2790、2791の3、2791の8（国有林）、2813の1、2853の1、2853の3、2853の5、2859の2、2859の3、2862の1、2862の4から2862の7まで、2863、2864の2、2865の2、2866から2869まで、2871、2874の1、2876から2878まで、2882、字鹿谷2883、2893の1、2898の1、2899の1、2899の4、2905、3006の1、3017、3030の1、3031、3033、3034、3036、3038、3046の1、3046の2、3046の4、3047の1、3048の1、字脇3515、3521、字中村3738の1、3739の5、3768、3770、3810の1、3810の3、3812の1、3813の1、3818の1、3818の2、3820、3821、3850の1、字寺尾4006の1、寒川町石田西字上山田2401の31から2401の33まで、2401の51、字道味4043の1から4043の6まで、寒川町石田東字本村甲721の1、甲721の4、甲723の2、甲725、甲727の2・甲727の3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、甲727の4、甲727の5、字御田神辺甲1554、甲1566、字藁神甲1734の1、甲1734の2、甲1735の1、甲1735の2、甲1735の4、甲1737の1、甲1737の2、甲1739、甲1741の1、甲1741の3、甲1800の1、甲1800の2、甲1800の6、甲1800の7、甲1802の1、甲1802の2、字中尾甲2254の1、甲2255の1、甲2264の1から甲2264の4まで、甲2265の1、甲2265の2、甲2266の1、甲2266の2、甲2266の5から甲2266の7まで、字極楽寺甲2333、甲2406の1、甲2406の2、甲2420の1から甲2420の4まで、甲2421の4、甲2421の17、甲2421の19、甲2421の22から甲2421の26まで、甲2447の1から甲2447の3まで、甲2448、甲2450の1、甲2450の2、甲2451の1、甲2453の1、甲2453の2、甲2501の1（次の図に示す部分に限る。）、甲2501の3、甲2501の8、字下門入甲2510の1、甲2511の2、甲2513、甲2561の9、甲2561の10、甲2561の13から甲2561の16まで、甲2573の1（次の図に示す部分に限る。）、甲2573の14、甲2607の1、甲2608の1、甲2608の6、字池ノ内甲3430の1

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐とする。

字石井2の2、2の4、5の1、5の11（次の図に示す部分に限る。）、5の12、5の16、27の7（次の図に示す部分に限る。）、29の1、30の1、字雨滝550の1、591の1、595の14、595の16、595の19、字奥625の1、625の2、631の1、633の3、字中村3738の1、3739の5、3768、3770、3810の1、3810の3、3812の1、3813の1、3818の1、3818の2、3820、3821、3850の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及びさぬき市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)